

# りゅうぎん TKC月次決算応援ローン

適正申告を実施する  
TKC関与先の  
みなさまを応援します!

カードローン型も  
最高2,000万円まで  
ご融資

「月次決算」の実施状況に応じて  
当行所定金利より最大3.0%の金利引き下げ!!

⋮  
最高5,000万円  
までご融資

⋮  
最大で3.0%の  
金利引き下げ

⋮  
原則無担保  
保証人不要

お問い合わせは

法人事業部  
ソリューショングループ

TEL.098-860-3454  
受付時間/月~金 9:00~17:00(土・日・祝日は除きます)

## 商品概要

ご利用	TKC会員と顧問契約を結んで1年以上経過している法人または個人で以下に該当する先 (1)決算書または確定申告書を2期分以上提出できる先 (2)株式会社TKCが発行する「記帳適時性証明書」を提出できる法人 (3)株式会社TKCが発行する「データ処理実績証明書」を提出できる個人 (4)原則、直近の決算が債務超過でない先 (5)経常利益が2期連続マイナスでない先	保証	【法人】原則保証人不要 【個人】原則保証人不要
お借入資金のお使いみち	運転資金・設備資金 (他金融機関からの借換もご相談いただけます)	担保	無担保
お借入金額	【手形貸付・証書貸付】10万円以上5,000万円以内(10万円単位) 【カードローン】100万円以上2,000万円以内(100万円単位)	お借入金利	当行所定の金利(変動金利または固定金利)
お借入期間	【手形貸付】1年以内 【証書貸付】10年以内(据置6ヶ月以内) 【カードローン】1年更新	金利引下げ	次のうち、いずれかの金利を適用いたします (1)当行所定金利より最大3.0%金利引き下げ (2)翌月巡回監査の頻度に応じた特別金利(変動金利) ①直近3年連続実施先 年2.30% (当行短期プライムレート ▲0.275% 2025年3月17日現在) ②直近2年連続実施先 年2.70% (当行短期プライムレート +0.125% 2025年3月17日現在)
		ご利用意	(1)決算書または確定申告書および税務申告書2期分 (2)【法人】記帳適時性証明書 【個人】データ処理実績証明書 (3)資金使途が確認できる書類 (4)その他必要資料
		取扱店	全営業店(東京支店除く)

※審査結果によりご希望に添えない場合もございます。

# 「月次決算」の実施状況に応じて、 当行所定金利より最大3.0%の金利引き下げ!!

## 記帳適時性証明書とは・・・

この証明書は、会計帳簿及び決算書並びに法人税申告書の作成に関して次の事実を証明します。

- ①当企業の会計帳簿は、会社法第432条に基づいて、「適時に」作成されていること。
- ②TKC会計事務所は、毎月、当企業を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること。
- ③決算書は法人税申告のため税務署に提出したものと同一であり、別途に作成したものではないこと。
- ④法人税申告書は当該決算書に基づいて作成され、申告期限までに電子申告されていること。

※会社法第432条は、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定しています。  
この「証明書」は、その適時性及び計算の正確性を証明するものです。(内容の正確性を証明するものではありません。)

## 「記帳適時性証明書」の記載内容の金融機関によるチェック項目

【原本PDF】 会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書 第 3872439547 号

発行日：平成22年 5月20日

坂敬士税理士事務所 代表取締役社長 高田 順三

株式会社TKC

貴事務所の関与先企業 株式会社 TKC製作所 貴の会計帳簿作成の適時性及び

継続性及び月次決算の実施日及び決算書と法人税申告書等の作成に関して次の事実を証明します。

1. 「資料1：過去3年間に於ける月次決算及び年次決算の状況」について

TKC会員は「TKC全国会行動基準」に基づいて、会計記録の適法性を確保するため毎月、開号先

に出向き巡回監査することが求められています。貴事務所の実績状況は資料1のとおりです。

②「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の

件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。

③「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷

されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2：前期(第16期)の法人税申告書の作成状況」について

TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・完帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書

消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一括通貫となっています。

②前期の決算書に計上された「税引後当期純利益(損失)」(資料1の18行目④)と前期の法人税申告書

別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」(資料2の2行目⑥)とは完全に一致しており、貴問先との法

人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実績について

TKC会員は「TKC全国会行動基準」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2

に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について

①貴問先の財務データは、平成5年4月分から継続して利用しており、利用期間は17年0か月となります。

②この利用期間において過去仕訳及び科目残高の過渡的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性の確認方法について

次のTKC全国会HPサイトから確認できます。なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。

http://www.tkenf.or.jp/ (掲載期限：平成23年5月31日) 以上

資料1：過去3年間に於ける月次決算(◎翌月：○翌々月：無印/遅れ/期首月と期末月は誤謬)及び年次決算の状況

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年次決算
平成19年	476	459	454	441	454	442	454	442	454	442	454	442	454
平成20年	478	464	471	449	462	453	468	438	463	472	453	447	459
平成21年	472	465	448	442	456	468	438	444	453	447	459	446	459
平成22年	472	465	448	442	456	468	438	444	453	447	459	446	459

資料2：前期(第16期)の法人税申告書の作成状況

項目	処理結果
1. 法人税申告書の作成日及び提出方法	平成22年5月19日 法人税申告書TKCシステムで作成され電子申告されています。
2. 別表4の当期利益又は当期損失の額(1) (B)	9,504,917円 (A)と(B)は一致しており、申告書は決算書に基づいています。
3. 別表4の「法人税額(2)」	2,105,900円

資料3：前期(第16期)のKFSの利用状況

項目	利用状況
1. K:継続MAS(経営計画)	◎利用 ○未利用
2. F:FXシリーズ(自計化)	◎利用 ○未利用
3. S:書面添付(税理士法33-2)	◎実践 ○未実践

TKC全国会情報

項目	内容
1. 会員氏名	坂敬士
2. 入会日(経過年数)	平成2年10月14日(19年7か月)
3. 事務所ホームページ	http://www.tkccomptax.com.jp/

※「記帳適時性証明書」の内容を金融機関にて審査(チェック)するための欄です。

### 会計記帳が継続的になされたか?

◎会計記帳が継続的になされたことを証明するため、会計事務所が過去3年間に毎月実施した巡回監査の実績を表示しています。

### 法人税申告書が決算書に基づいて作成されているか?

◎法人税申告書が決算書に基づいて作成されていることを証明します。

### 「継続MAS」は利用されているか?

◎「継続MAS」(企業の経営改善計画を策定するシステム)の利用状況を表示します。

### 「FXシリーズ」は利用されているか?

◎「FXシリーズ」(企業向けの管理会計システム)の利用状況を表示します。

### 「書面添付」が実践されているか?

◎税理士法第33条の2が規定する書面の添付の有無を表示します。